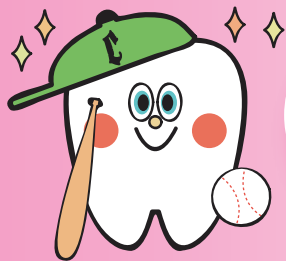


2018
10
October



CLIENT

H30.10.05 No.325



弊法人からのご連絡事項

- ・税額予測の見方について
～10月19日（金）お申込み分まで無料です
（標準契約の場合）～

P1・2

医療トピックス

- ・居宅療養管理指導の介護保険請求を
していますか？

弊法人からのご連絡事項

- ・設備投資のご予定について
～10月22日（月）までにご回答ください～
- ・最低賃金の変更について

P5・6

P3・4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・社会保険の扶養に入るには、
いくらまで働けますか？

P7



前月号では、税額予測のメリットやお申込み方法についてお伝えしました。10月19日(金)までに、1月～9月までの月次資料を送付の上、お申込みいただいた場合**無料**となります(標準契約)。是非、お早目にご準備ください。

またご希望の先生には、税額予測の説明に伺いますので、どうぞお申付けください。

今月号では、税額予測の見方についてご紹介します。



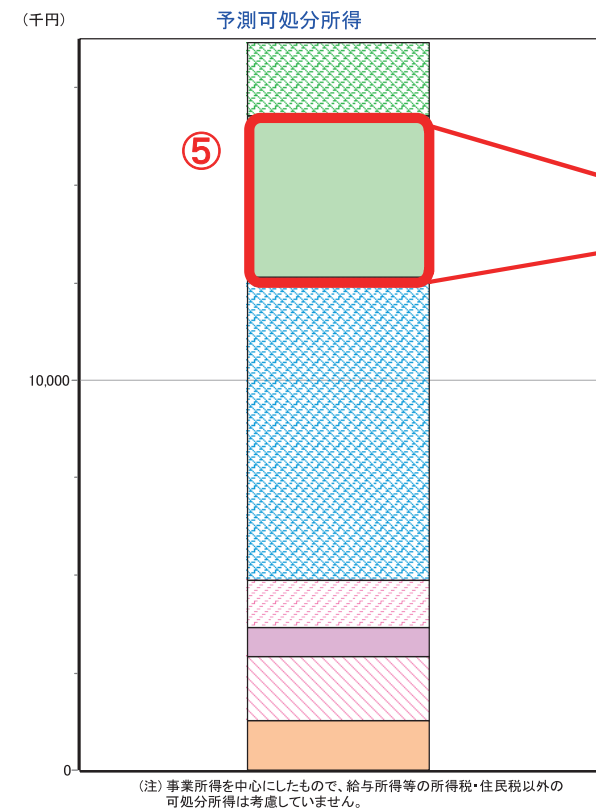
平成30年度税額予測計算表 (9月実績)

4000 新宿歯科医院

10月からの予測額(1ヵ月分)		年間合計(予測)
社保収入	2,139,637	25,675,643
国保収入	1,130,045	13,560,537
自費収入	1,031,938	12,383,257
その他収入	73,375	880,499
収入合計	4,374,995	52,499,936
医業原価	614,879	7,378,551
医業経費	2,358,965	28,307,582
経費合計	2,973,844	35,686,133
所得	1,401,151	16,813,803
仮払税金	137,008	1,644,093
消費税課税売上高	13,263,756	

③ 予測医業収入	52,499,936 円
予測医業経費	35,686,133 円
予測医業所得	16,813,803 円
青色申告特別控除	650,000 円
④ 措置法差額	0 円
事業所得金額	16,163,803 円
所得控除	4,450,000 円
(医療費控除等を除き、昨年の実績を採用)	
住民税の所得控除は	4,245,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年の実績を採用)	

課税所得金額	11,713,000 円 (住民税の課税所得金額は)
住民税額 <平成31年6月以降納付分> (住民)	11,918,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円
所得税額	11,713,000 円 × 33% - 1,536,000 円 =
復興特別所得税	(所得税額 特別控除等) × 2.1%
	(2,329,290 円 - 0 円) × 2.1%
予測仮払税金	1,644,093 円 +
他源泉所得税	0 円 =
源泉徴収税額	1,644,093 円
平成31年4月の所得税の納付税額	
所得税額	2,329,290 円 -
特別控除等	0 円 +
復興特別所得	48,915 円



POINT ふるさと納税
所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。ご関心がございましたら、担当までお問合わせください。

⑥ 予測納税額	
所得税	734,100 円
[復興特別所得税含む]	
住民税	1,194,300 円
消費税	1,289,400 円

2019年・2020年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、10月22日(月)までに回答をお願いします。

注意点

歯科医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2019年・2020年の設備投資についてご予定をお知らせください。

FAX: 03-3224-2874

設備投資に関するお問合せ

期限 2018年10月22日(月)

※本年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いいたします。

①購入価格又はリース総額が100万円以上の器材、又は車の購入予定
 ②器材、又は車の売却予定
 ③診療所の改装、又は移転の予定
 ④自宅の購入、又は買い替えの予定

〔記載例〕

ユニット買換え	2台	400万～500万円	2019年ゴールデンウィーク前
レセコン	リース	300万円位	夏頃
車買換え		300万円位	秋頃
改装		600万円位	正月休み中
自宅を購入予定		金額未定	2019年中に購入予定

4000 赤坂歯科医院 様へ

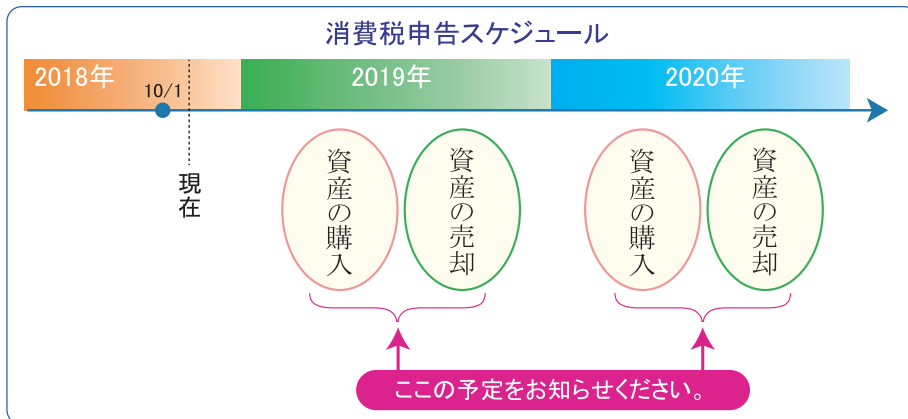
2019年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

2020年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

○ 予定している場合にはお入れいただけますが科目(内容、金額、時期等)をお知らせ下さい。

日本クレアス税理士法人 医療事業部
 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-12 NBF 赤坂山エスクエア2階
 TEL. 03-3224-2873 FAX. 03-3224-2874

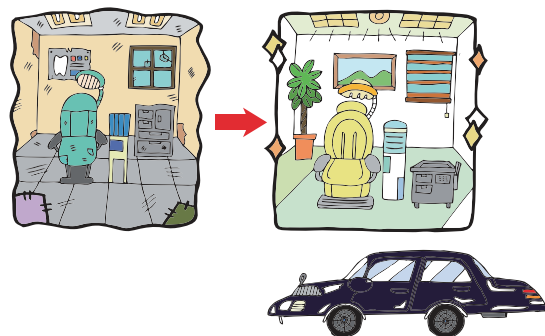
〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-12 NBF



医院の改装や移転・資産の購入

医院の改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。



自宅の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。
 日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

各都道府県の最低賃金が2018年10月以降変更となっており、東京都では985円となっています。厚生労働省では、最低賃金については、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく一方で、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援（業務改善助成金等）や取引条件の改善を図るとしてあります。

■ 最低賃金とは

働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

事業主は最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります。

歯科医院のある都道府県の最低賃金を採用する必要があります。



都道府県名	最低賃金時間額	
	10月から	9月まで
東京都	985 円	958 円
神奈川県	983 円	956 円
埼玉県	898 円	871 円
千葉県	895 円	868 円
静岡県	858 円	832 円
茨城県	822 円	796 円

最低賃金未満の賃金を支払っていた場合、差額を支払わなければなりません。
また、スタッフ本人と合意の上で最低賃金未満の雇用契約を交わしていた場合、無効とされます。

■ スタッフの給与は最低賃金以上でしょうか？

① 時給の場合

時給 ≥ 最低賃金時間額

② 日給の場合

日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 = 時間額 ≥ 最低賃金時間額

③ 月給の場合

月給^{※1} ÷ 1ヵ月の平均所定労働時間^{※2} = 時間額 ≥ 最低賃金時間額

※1・・・月給から、最低賃金の対象とならない賃金（通勤手当、時間外手当、皆勤手当）を除きます。職務手当は除外されません。

※2・・・1ヵ月の平均所定労働時間の求め方

(365日 - 年間の所定休日数) × 1日の所定労働時間数 ÷ 12ヵ月

受付や歯科助手のパート・学生アルバイトの時給は、最低賃金以下の給与になっていませんか？退職したスタッフから未払い賃金等を求められるケースが増加傾向にあります。しばらく時給の変動がないスタッフについては念のため確認することをお勧めいたします。

最低賃金の基準
(東京都の場合で計算)

- ① 時給985円以上
- ② 1日8時間の場合、日給7,880円以上
- ③ 月176時間の場合、月給173,360円以上

詳しくはお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

居宅療養管理指導の介護保険請求をしていますか？

高齢化が進行する現在、歯科訪問診療の必要性が高まっています。口腔内の環境を整えることで、自分らしい生活をおくるための身体機能の維持・向上が図れることが、各種の研究等で明らかとなっており、歯科医院側から患者の居宅等へ出向いていく姿勢が求められています。

しかし、制度の複雑さもあり、歯科訪問診療の際に要件を満たしていれば介護保険の請求ができるのに、請求をしていないケースが多いようです。

今回の医療トピックスでは、居宅療養管理指導についてお伝えいたします。

■ そもそも居宅療養管理指導とは？

居宅療養管理指導とは、歯科医師や歯科衛生士などの専門職が、要介護1から要介護5に認定されている患者の自宅に訪問して、療養上の管理・指導・助言などを行うサービスです。歯科訪問診療を実施している患者で算定します。患者の担当ケアマネジャーに対して、ケアプラン作成に必要な情報提供なども行います。

居宅療養管理指導は、通院困難な患者を対象としており、訪問先は自宅（戸建住宅、サービス付き高齢者向け住宅、マンション、アパートなどの集合住宅を含む）以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者グループホームなども含まれます。

■ 訪問診療時の診療報酬の請求

診療科においては、訪問診療の場合にも医療保険を請求します。

管理・指導した場合には、患者さんの状態により請求先が異なります。

患者が要介護 1～5	➡	居宅療養管理指導料（右ページ参照）を 介護保険 で請求する
患者が要支援 1～2	➡	介護予防居宅療養管理指導費を 介護保険 で請求する （算定単位等は居宅療養管理指導料と同じ）
上記以外	➡	歯科疾患在宅療養管理料（320・250・190点）を 医療保険 で請求する（ただし月1回まで）

一度の訪問で、医療保険と介護保険をそれぞれ請求することが必要になります。



■ 居宅療養管理指導の要件を満たしているのに、介護保険の請求をしない主な原因とは？

主に下記のような理由で、請求が漏れていると思われます。

- ✓介護保険の報酬の請求手続きがわからない
- ✓介護保険の報酬レセプトを手書きするのが面倒
（今使っているレセコンでは、医療保険と介護保険のレセプトが同時に作成できない）
- ✓介護保険の報酬で請求できる事自体を知らない

要件に合致している場合には、介護保険を請求してみてもいいでしょうか？右ページでは具体例を用いて説明いたします。

■ 居宅療養管理指導料(予防含む)について

介護保険での居宅療養管理指導料は、歯科医師・歯科衛生士ともに「単一建物」区分のため、ひと月単位となります。

◇居宅療養管理指導料（平成30年度診療報酬改定）

単一建物のひと月の診療患者数	1人	2人～9人	10人以上
歯科医師が行う場合	507単位	483単位	442単位
歯科衛生士が行う場合	355単位	323単位	295単位

◇（事例）介護・訪問歯科診療 居宅（1名のみ）で歯科衛生士が同行し20分以上診療を行った場合



歯科訪問診療1 1,036 × 1

歯科訪問診療補助加算 ※ 115 × 1

居宅療養管理指導(歯科医師) 507単位

居宅療養管理指導(歯科衛生士) 355単位

862単位の請求を
忘れていませんか？

※在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、又は、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)である場合です。

◇（事例）介護・訪問歯科診療の患者が3名の場合

居宅療養管理指導は、決められた回数内であれば介護保険が適用となります。

(歯科医師は月2回まで、歯科衛生士は月4回まで)

- ・ 歯科医師 507 × 2回 = 1,014単位/月・1人あたり
- ・ 歯科衛生士 355 × 4回 = 1,420単位/月・1人あたり

年間87,624単位
請求漏れの可能性が？

仮に訪問診療の患者が5～10名いれば、月で7,302単位、年間では87,624単位となります！

介護保険の請求をしていない場合、年間で約9万単位が請求漏れとなっている可能性があります。

■ まとめ

居宅療養管理指導は、患者または介護者とコミュニケーションをとり、身体機能の維持・向上へのアドバイスをする役割を担うものです。介護者の心理的な負担の軽減にもつながります。

訪問歯科診療をする際、居宅療養管理指導の要件を満たしていれば**介護保険**の請求ができます。医院によっては、介護請求をしていないケースもあるようです。同じ診療内容や日数であるのに点数が大きく異なってしまうのはもったいないですので、請求を忘れずにしましょう。

詳しくは、都や県の福祉保健局、介護保険課へお問い合わせください。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

ご主人の扶養に入っているパート従業員がいます。平成30年から所得税の扶養の所得限度額が上がりましたが、社会保険の扶養のまま働くには、いくらまで働けますか。また、扶養から外れた場合どうなるのでしょうか。

Answer

- ・ご主人の社会保険の扶養のまま働きたい場合は、130万円を超えない範囲となります。
- ・扶養から外れた場合、パート従業員は、社会保険料（健康保険・年金保険料）を負担しなければなりません。

平成29年度の税制改正により、平成30年分以後の所得税について、ご主人の合計所得金額が900万円以下の場合、年収150万円まで所得限度額が引き上げられています。

しかし、社会保険の扶養については、従来通り年収130万を超えて働くとご主人の社会保険の扶養から外れ、ご本人で社会保険料を負担するケースが出てきます。



- （事例）従業員Aさん（42歳）年収140万円の場合
 - ・Aさんの勤める歯科医院は従業員数20名規模である
 - ・Aさんのご主人は、合計所得金額900万円以下である

Aさんの年収は130万円を超えていますので、ご主人の社会保険の扶養から外れ、国民健康保険・国民年金に加入することになります。すると、下記の社会保険料を負担する必要があります。

【社会保険料（Aさんの負担）】

- ・国民年金保険料 16,340円×12か月＝196,080円
- ・国民健康保険料 年間80,424円（世田谷区の場合） 計 276,504円

※ただし、軽減措置等により、保険料が変わることもあります。

また、ご主人の社会保険の扶養から抜けた場合でも、ご主人の社会保険料は下がることはありません。さらに、Aさんご自身の所得税や住民税もかかってきます。

平成30年から扶養の所得限度額が引き上げられましたが、社会保険や住民税も考えながら、働かれることをお勧めいたします。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 325号

- 発行日：2018年10月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問合わせ先：電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A